第1回立川市景観審議会

立川市都市整備部都市計画課 2012.7.3

これまでの経緯と現状

1-1 これまでの経緯

<国·都>

平成15年 美しい国づくり政策大網

平成16年 景観法

平成19年 東京都景観条例

東京都景観計画

1-1 これまでの経緯

<立川市>

平成20年度 立川市景観計画等策定検討委員会(1回)

平成21年度 立川市景観計画等策定検討委員会(4回)

アンケート調査や色彩調査の実施

景観セミナーや意見交換会、まちあるきの開催

平成22年度 立川市景観計画等策定検討委員会(3回)

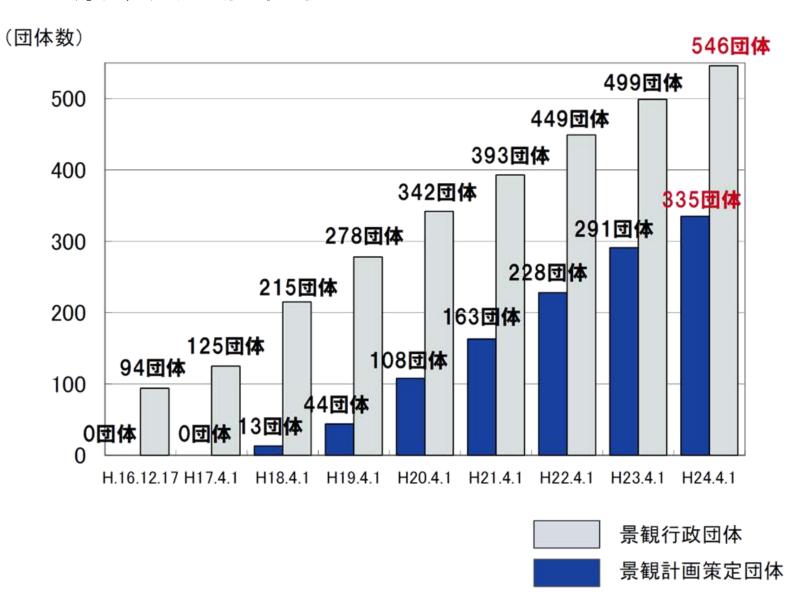
平成23年度 立川市景観計画等策定検討委員会(2回)

立川市景観条例の議決

平成24年度 東京都との協議

景観行政団体へ移行

1-2 景観法の施行状況



立川市景観計画(案)について

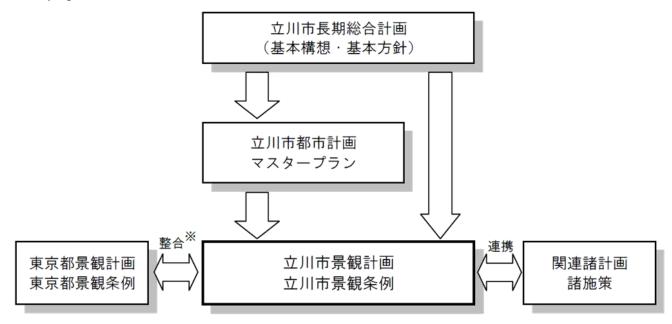
序章 はじめに(P.2)

立川市景観計画とは

立川市景観計画は、市の良好な景観形成のための基本となる計画です。

市の長期ビジョンである「立川市第3次長期総合計画」に即し、「立川市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、立川市の景観づくりのための基本的な計画として位置づけられ、関連諸計画との整合や連携を図ります。

景観計画には、景観法に基づく届出・勧告などによる景観行政とともに、市民・事業者・行政による主体的な取組みなど、良好な景観形成の施策の推進についても位置付けます。



序章 はじめに(P.4)

景観形成の基本理念

- ○景観を市民共通の資産として継承するため、良好な景観づくりを図る。
- ○自然・歴史・文化などと人々の生活・経済活動が調和した適正な土地利用の誘導などにより、魅力的な景観づくりを図る。
- ○市民・事業者・行政の協働・連携により、地域の活性化に資するよう、核都市 の資質にふさわしい景観づくりを図る。
- ○住民の意向を踏まえ、地域特性に応じた質の高い景観づくりを図る。
- ○市民が、地域の真価を感じながら、公正にその恩恵を分けあえるよう、広域的な連携を含めた良好な景観づくりを図る。

第1章 景観特性(P.6~19)

立川市の景観特性

- 1. 農地と住宅などによる街並み
- 2. 新田開発に由来する景観
- 3. 河川沿いの豊かな緑と市街地
- 4. 各地域に残る樹林の緑
- 5. 国営昭和記念公園に代表される広がりのある空間
- 6. JR立川駅周辺の市街地
- 7. 旧集落の趣を残す住宅地
- 8. 緑の帯となる立川崖線
- 9. 多摩モノレール沿道
- 10. 幹線道路沿道
- 11. 大規模な団地
- 12. 地域拠点と周辺の街並み







第2章 景観形成の基本方針(P. 20、21)

景観形成のテーマ

< テーマ >

活力ある都市と豊かな緑が 心地よくつながる 魅力的な景観をつくります

景観形成の基本方針

方針1:多摩の拠点にふさわしい都市の魅力があふれる景観をつくる

方針2: 歴史を継承しながら持続するまちの景観をつくる

方針3:地域の資源を共有し地域特性を活かした景観をつくる

方針4: 身近な風景から心地よさが体感できる景観をつくる

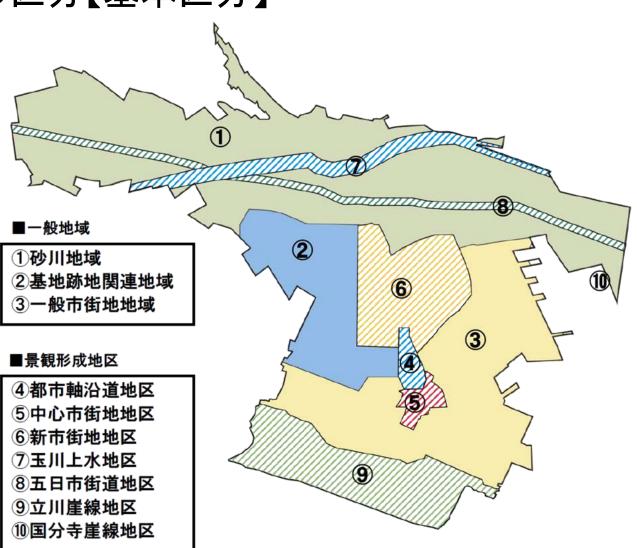
方針5:市民一人ひとりが愛着を持てる景観をつくる

第3章 景観計画の区域等(P. 22、23)

景観計画区域の区分【基本区分】

立川市景観計画区 域は立川市全域です。

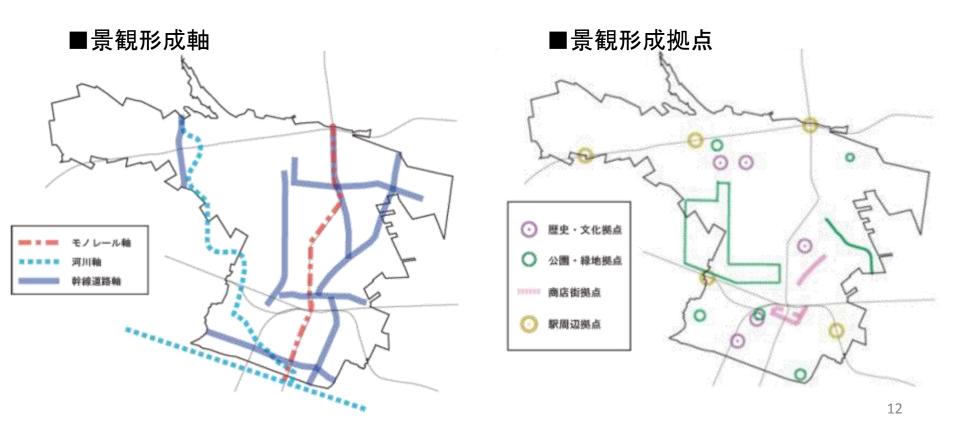
基本区分として、景観特性のまとまりからみた3つの地域を「一般地域」、地域から浮かび上がる7つの地区を「景観形成地区」として位置付けます。



第3章 景観計画の区域等(P. 24)

景観計画区域の区分【立地区分】

立地区分として、モノレールなどは、一般地域や景観形成地区を跨って都市の骨格的な景観を形成する「景観形成軸」、公園などは、地域の拠点として重要な景観を形成する「景観形成拠点」として位置づけます。



第3章 景観計画の区域等(P. 25)

行為の届出等

表 3-3-2 一般地域・景観形成地区の届出の対象となる行為の規模

表 3-3-2 一般地域・景観形成地区の届出の対象となる行為の規模 							
一般地域 · 景観形成地区	建築物等の建築	工作物等の建設				開発行為	土 地 の 造 成、土石、 廃棄物その
		工作物等の種類 [※] T T T T T T T T T T T T T T T T T T T					
		I	П	Ш	IV	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	他の物件の 堆積等
砂川地域	高さ≧15m 又は 延べ面積≧1,000㎡	高さ ≥10m, 又は 築造面積 ≥1,000 ㎡		高さ ≥5m,	区域面積 ≧5, 000 ㎡	開発区域 の面積 ≥500 m ²	造成面積 ≧3,000 ㎡
基地跡地関連地域	高さ≥15m 又は 延べ面積≥3,000㎡						
一般市街地地域	高さ≧15m 又は 延べ面積≥1,000㎡						
都市軸沿道地区					区域面積 ≧1,000 ㎡		_
中心市街地地区							
新市街地地区							
玉川上水地区	延べ面積≥10 m ²		すべて		区域面積 ≧3, 000 ㎡		
五日市街道地区	高さ≧10m 又は 延べ面積≧500 ㎡						造成面積 ≧3,000 ㎡
立川崖線地区							
国分寺崖線地区							

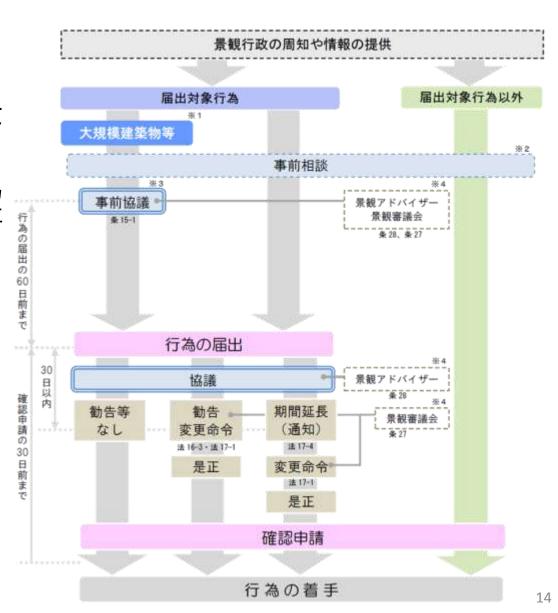
第3章 景観計画の区域等(P. 26、27)

行為の届出等

- ・建築確認申請の30日前ま でに届出
- ・大規模な建築物等は行為 の届出の60日前までに事 前協議を行う

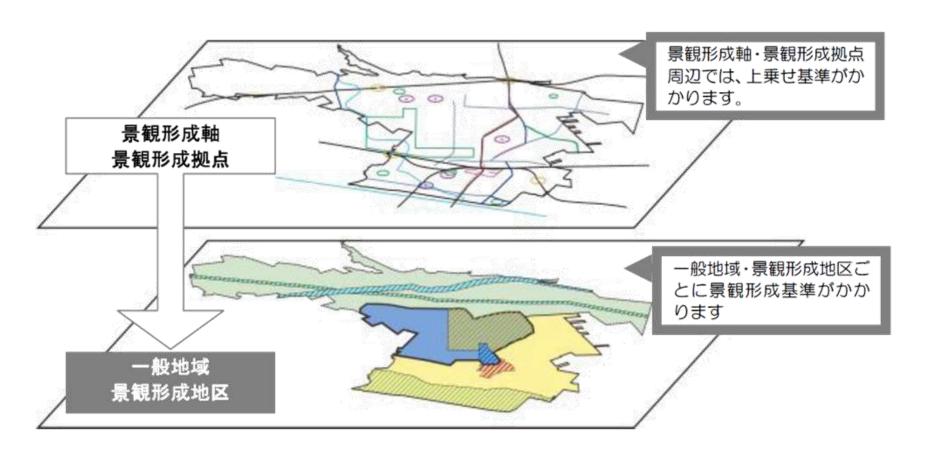
【大規模建築物等】

- ①高さ30m以上のもの
- ②延べ面積10,000㎡以 上のもの
- ③事業区域面積10,000 m³以上のもの
- ④集合住宅で100戸以上 のもの



第4章 景観形成の方針·基準(P. 28-76)

地域・地区に応じた配置、形態・意匠、色彩などの基準を設けています。 景観形成軸・景観形成拠点では、上乗せ基準がかかります。



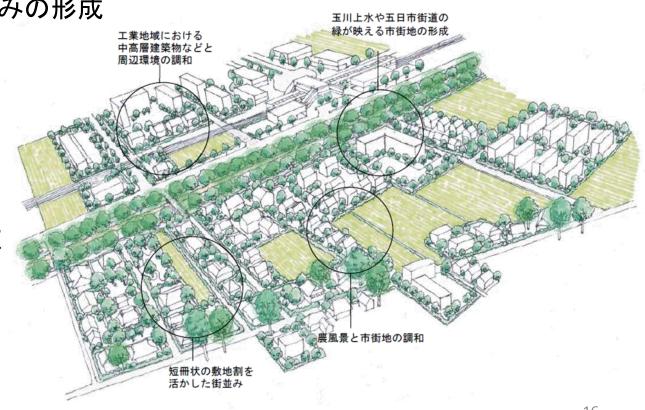
第4章 景観形成の方針·基準(P. 28-76)

〇砂川地域

- <景観形成の方針>
- 武蔵野の原風景の保全
- 緑の帯が地域に映える景観の形成
- ・良好な住宅地の街並みの形成

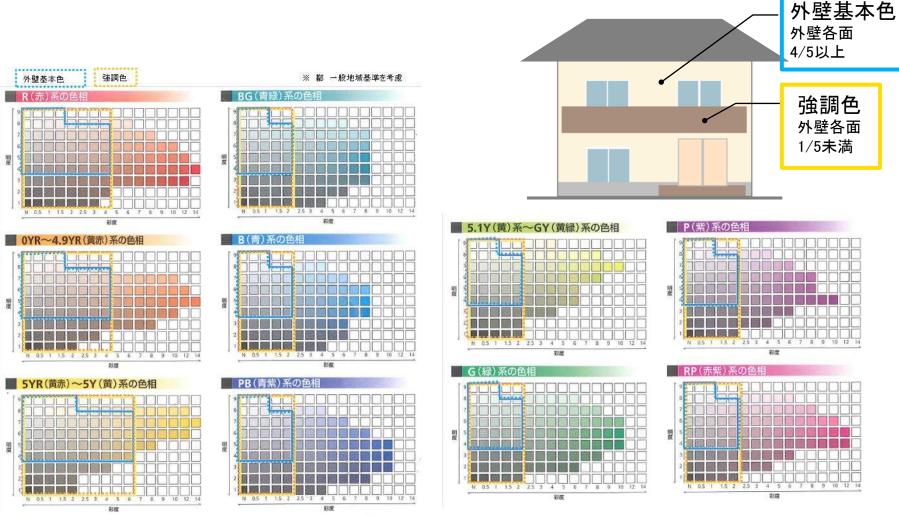
<景観形成基準> 配置基準の一例

・中高層建築物は、公 共空間や隣接地から 壁面を後退するなど、 圧迫感の軽減に配慮 した配置とする。



第4章 景観形成の方針·基準(P. 77-80)

色彩基準【例:一般地域】



第5章 景観資源の保全・活用(P.81)

〇景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

第6章 公共施設等の整備(P. 82-86)

- 〇景観重要道路 新奥多摩街道、五日市街道、中央南北線、北口駅前大通り線、 サンサンロード、立川駅南北駅前交通広場(デッキ含む)
- 〇景観重要河川 多摩川、残堀川
- 〇景観重要公園 国営昭和記念公園、富士見公園、立川公園
- 〇その他の景観形成公共施設 砂川用水、柴崎分水、昭和用水

第7章 屋外広告物の表示等(P.87)

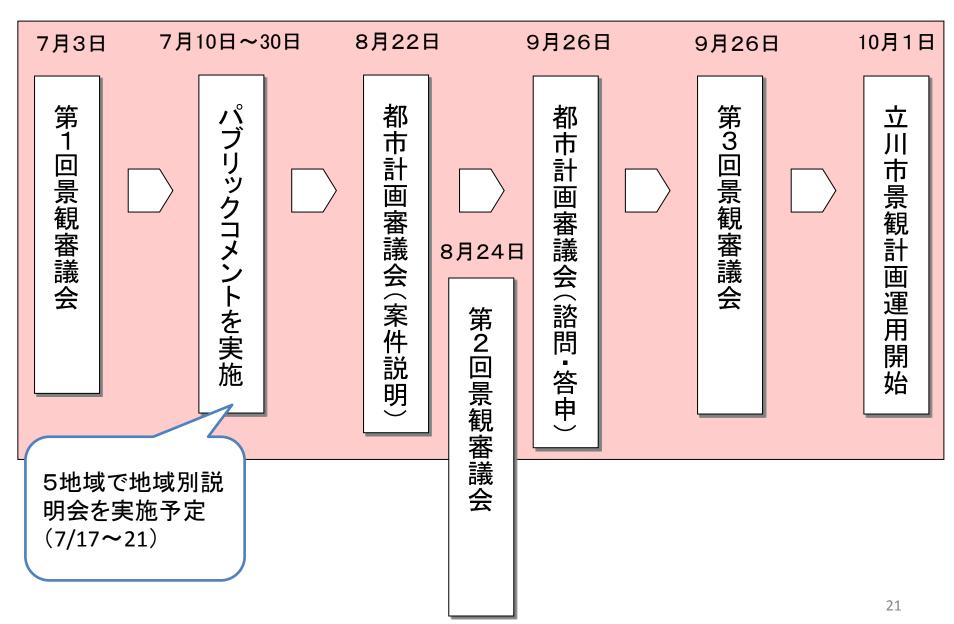
〇屋外広告物の表示等に関する方針

第8章 景観形成の施策の推進(P. 88-90)

- 〇景観協定
- ○景観審議会の設置
- ○景観アドバイザーの整備
- ○景観形成ガイドライン
- ○景観づくりのPR・意識啓発
- 〇市民等による景観づくり
- ○景観教育の推進
- 〇たちかわ景観資産等の認定

今後のスケジュール

【景観計画策定スケジュール(予定)】



立川駅北口駅前デッキ上アーチの色彩計画

JR立川北口駅前広場に出て多摩モノレール立川北駅を見る





多摩モノレールから北口駅前広場を見る





JR立川北口駅前広場に出て北口駅前大通りを見る





北口駅前大通りからアーチを見る





デッキ下から立川ルミネ側を見る



